

5月に中国を訪れ、財政部（財務省）の局長や国家税務总局、さらには社会科学院の幹部（所長、副所長）と、中国税制の課題について意見交換する機会を得た。彼らとは古くからの知り合いで、正直な意見交換ができたと思っている。以下、その要点を記してみたい。

中国の税収は、2010年対前年比23.0%増、2011年22.6%増と、順調に伸びている。高い経済成長を反映したものであろう。税収構造を見ると、間接税の割合が70%弱、所得税の割合が30%強と、圧倒的に間接税優位となっている。これは、そもそも共産主義国家の下では所得税申告という制度や習慣がなく、所得税が発達しなかったためで、税収の大半を、流通に対して負担を求める間接税によらざるを得なかつたためである。

このような中で、注目すべき2つの改革が行われようとしている。1つは、中国経済社会に広まる格差・貧困問題への対応としての所得税改革、もう1つは営業税と增值税（わが国の消費税）を整理し経済の合理化を進めようとする增值税改革の試みである。

まず、所得税改革について。今回いろいろ意見交換をした感じでは、所得格差を是正するような所得税の抜本的な改革は「政治的に難しい」ということ、加えて、申告という習慣を持たない国民に所得税を適切に執行することは難しい、ということであった。

06年、08年、11年と、課税最低限を切り上げる改革が行われてきた。しかし、税率の引上げは行われていない。また、中国特有の分類課税（所得を分類し異なる課税標準、税率で課税する）を総合課税に改める改革すら行われていない。権力の腐敗が常に問題となる国で、自らのふところに手を突っ込むような改革は期待できないということだろうか。

次に、增值税改革について。間接税に頼らざ

るを得ない中国税制だが、現在製造業等は增值税、サービス業には営業税が課せられている。後者は、前段階控除がないので、流通段階が多くなればそれだけ課税が累積するという欠陥がある。そこで、それを增值税に置き換える実験が、上海で行われている。サービス業に対する課税を、仕入税額控除のある增值税に転換することにより、流通業の効率化を図ろうという試みであるが、国と地方の税収の取り分の問題にも波及する。上海から実施という方法も、いろいろな憶測を呼び興味深い。

中国税制を考える場合、国と地方の税収の配分、つまり税金の奪い合いが大きな課題となる。94年に徵税機關を国税局と地方税務局に分け、これまでの税収割合である国4対地方6を逆転させていく、いわゆる分税制が開始され、06年には、国税が7割で地方税が3割というように配分は逆転した。国としては、税収を確保してそれを地方の開発などに振り向ける形で中央集

権化を進めていきたいわけだが、地方の反発は大きい。今後の動向が注目される点である。

最後に、中国に進出している日本企業は、さまざまな税制の課題に直面している。最も悩ましいのはP E（恒久的施設）の問題である。

駐在員事務所が活動実態から判断してP Eとされたり、現地法人への出向者がサービスP Eとして中国の課税権に服したりするなどの多くの問題が生じている。最大の問題は、ルールがあるにもかかわらず拡大解釈されたり、執行の現場で裁量の拡大が行われたりするという問題である。国際化という要請と、税収確保という要請とがいまだ折り合いがついていないということであろうか。

ジャパン・タックス・インスティチュートでは、中国側と継続的に議論していきたいと考えている。

